

## 第 4 章

### 地域福祉推進の体制



## I 地域福祉推進の役割

本計画は社会福祉法第4条に位置付けられた地域福祉推進を担う3者（住民、社会福祉に関する活動を行う人々、福祉サービス事業者）に、社会福祉協議会、行政を加えた5者が相互連携・協働して生活課題の解決を図り、誰もが地域の中で安心して暮らせることを目指す、福祉のまちづくりの指針となるものです。

地域福祉を推進するためには、住民、社会福祉に関する活動を行う人々、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、行政の役割を明確にし、それぞれが地域社会の一員としての特性と能力を活かしながら、自らの役割を認識し、相互連携・協働して地域福祉の推進を図る取組が求められます。

第3期計画においても引き続き、5者の役割による地域福祉の推進を目指します。

### ○住民：

福祉サービスの利用者であるとともに担い手でもあります。みんなで支え合い、助け合う福祉のまちづくりの主体です。

### ○社会福祉に関する活動を行う人々：

地域の中で福祉活動を自主的に推進している個人や団体・機関等で、民生児童委員、学区福祉委員、ボランティア、NPO、喜老会等の当事者団体や市民活動団体等で活動する人々です。

### ○福祉サービス事業者：

住民の生活・福祉ニーズにこたえ安心して利用できるサービスを提供し、地域福祉の推進に貢献する主体です。

また、社会福祉法人においては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスについて、創意工夫をこらした「地域における公益的な取組」を積極的に行うよう努める役割を担っています。

### ○社会福祉協議会：

住民にとってより身近なところでの様々な課題に取り組んだ学び合い、支え合いを通して高められた専門的知識・技能を生かして、まちづくりを進める役割が求められています。

地域福祉推進の中核組織としての役割を担う組織です。

### ○行政：

住民が抱える地域福祉の課題に対応して、公平な視点を持って、施策の総合的展開を図り、地域における福祉サービス基盤整備と利用促進、福祉のまちづくりに必要な環境整備を関係団体や地域組織等と連携を図りながら進める役割を持っています。

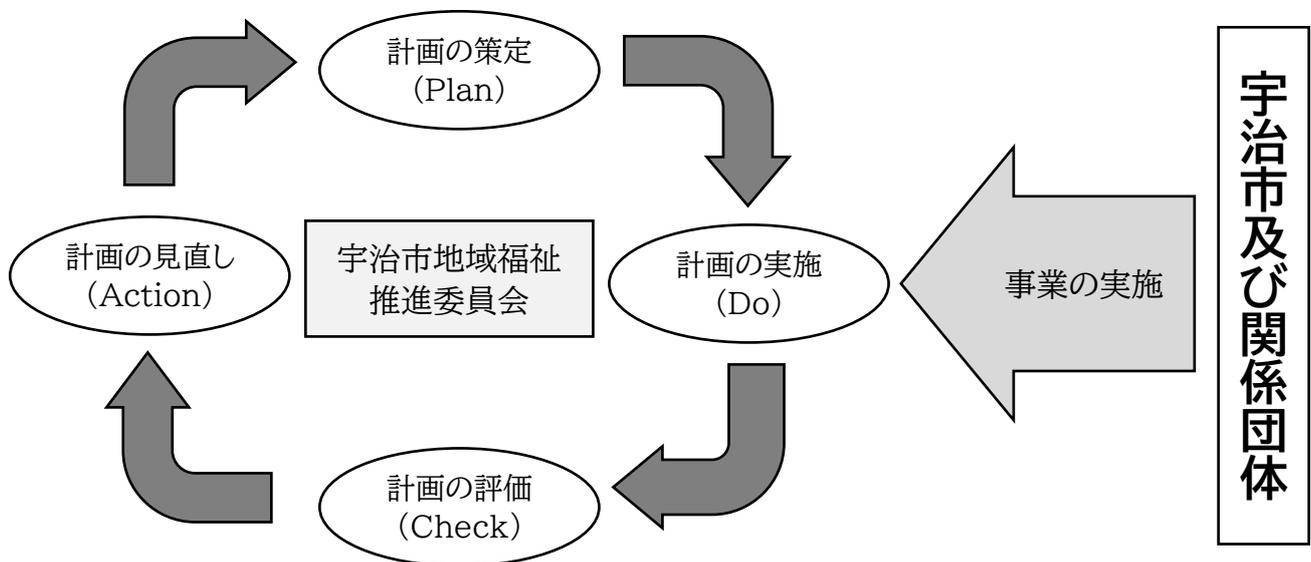
## 2 第3期計画の進行管理

宇治市の地域福祉を推進していくため、本計画に基づく各事業の進捗状況等を定期的に点検、評価する組織として「宇治市地域福祉推進委員会」を計画策定後も引き続き設置します。

また、学区福祉委員会、宇治ボランティア活動センター、宇治市福祉サービス公社、宇治市社会福祉協議会、宇治市において地域福祉推進のプログラムに基づいて事業を実施し、該当事業について毎年度評価を行い、これまでと同様、進捗状況の確認や改革改善に取り組みます。

### <計画の進行管理・評価のイメージ>

本計画では、P D C Aサイクルの考え方をを用いて進行管理を行います。



年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
本計画	➔											
進行管理	・評価基準に基づき毎年度実施 ・地域福祉活動等への支援					中間評価	・評価基準に基づき毎年度実施 ・地域福祉活動等への支援					評価、見直し

### 3 宇治市地域福祉計画推進会議及び宇治市地域福祉推進本部会議の設置

地域福祉計画は、福祉部門だけでなく様々な計画と密接に関連しています。関係部局が地域福祉推進の視点を持って各事業に取り組んでいけるよう、部門別計画を所管する担当課の課長級をはじめとした行政内部の連携を図る組織として「宇治市地域福祉計画推進会議」を設置し、第2期計画に引き続き、全庁的な地域福祉推進を目指します。

また第3期計画より、地域福祉計画が福祉分野の各部門別計画の“上位計画”に位置付けられたことや、重層的な支援体制の構築に向けた全庁的な体制強化を目指すため、市長、副市長及び各部長により構成する「宇治市地域福祉推進本部会議」を設置します。

### 4 関係機関・団体等との連携

第2期計画同様、宇治市社会福祉協議会の地域福祉活動計画との整合を図り、住民をはじめ、社会福祉に関する活動を行う人々、福祉サービス事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、連携・協働しながら地域福祉推進のプログラムに取り組みます。

### 5 宇治市社会福祉協議会への活動支援

住民の立場から策定される「宇治市地域福祉活動計画」改定への側面支援とともに、宇治市社会福祉協議会への活動支援を引き続き行います。